別表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一（第九条の二の二関係）

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一　施設本体が設置される床面及び周囲（第八条の三ただし書に規定する場合を除く。）	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
二　施設本体が設置される床面及び周囲（第八条の三ただし書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	一月に一回以上
三　施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
四　配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
五　配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
六　配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年（危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第六十二条の三に規定する地下埋設配管であつて消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第一項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものであつて、水の漏えいを検知するための有効な措置がされているものを含む水の流量を計測することにより配管等の変動を検知することができる措置がされているものを含む水の漏えいを検知することができる措置がされているものを含む水の漏えいを検知することができる措置がされているものを含む水の漏えいを